

ライフプラン定期

(平成 21 年 3 月 16 日現在)

1. 商品名	ライフプラン定期
2. 販売対象	<u>投資信託または国債を購入された個人</u> (<u>投信または国債購入時の預入に限ります</u>)
3. 期 間	定型方式…… 1 年
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 50 万円以上 1 円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しができます
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	<p>○ 店頭表示のスーパー定期 1 年金利にライフプラン定期預入額に対する投資信託購入額または国債購入額の割合に応じた下記 2 種類の特別金利をプラスした金利を適用します (特別金利は窓口にお問い合わせ下さい)</p> <ul style="list-style-type: none">・ゆとりの達人→投資信託または国債購入割合 50%以上・くらしの達人→投資信託または国債購入割合 10%以上 50%未満 <p>なお、定期貯金の特別金利は初回お預け入れ時のみ適用となり継続後は店頭表示金利を適用します</p> <p>○満期日以後に一括して支払います</p> <p>○付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算となります ○満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します</p> <p>○20% (国税 15%、地方税 5%) の分離課税</p> <p>○金利は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせ下さい</p>

7. 付加できる 特約事項	<p>○預入時のお申し出により自動継続（元金継続又は元利金継続）のお取り扱いができます</p> <p>○「総合口座」「夢びと」等の担保定期貯金に組み入れられます 貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%上乗せした利率です</p> <p>○マル優（障害者等を対象とする）「小額貯蓄非課税制度」の取扱いができます</p>
8. 中途解約時の 取扱い	<p>○満期日前に解約する場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数及び預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します</p>
9. 貯金保険制度 （公的制度）	<p>・保護対象</p> <p>○当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます</p>

ライフプラン定期中途解約利率

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）で計算します

A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率

B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%